

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年10月5日午後2時00分から午後3時30分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者

司 会 寺 澤 真由美 (刑事部部総括裁判官)

裁判官 小笠原 義 泰

検察官 田 中 資 子

弁護士 倉 部 奈 々

裁判員経験者1番 男性20代 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性50代 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 女性20代 (以下「3番」と略記)

補充裁判員経験者4番 男性30代 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男性60代 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女性40代 (以下「6番」と略記)

補充裁判員経験者7番 男性30代 (以下「7番」と略記)

補充裁判員経験者8番 男性40代 (以下「8番」と略記)

報道関係者 茨城新聞

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	02
2	裁判員等を経験されての大まかな感想・・・・・・・・	03
3	法廷での審理に関する感想, 意見・・・・・・・・	06
4	評議に関する感想, 意見・・・・・・・・	12
5	裁判員裁判の負担について・・・・・・・・	18
6	これから裁判員等になれる方へのメッセージ	21
7	最後に・・・・・・・・	23

1 はじめに

司会

水戸地方裁判所刑事部の寺澤と申します。本日は、私が司会進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この会の趣旨について、簡単に説明させていただきます。裁判員制度が始まって8年が経ちました。県民の皆様の御協力のおかげで、概ね順調に運用されていると見ておりますが、制度を長続きさせるためには、常に見直すべき点を見直し、より良いものに変えていかなければなりません。そのために、実際に裁判員裁判を御経験された方々の率直な感想や御意見などをお伺いすることが今後の裁判員裁判の運用、改善を検討していく上で重要であると考えています。

また、まだ裁判員候補者となっていない県民の皆様からすると、一体どういう制度なのか、果たして自分たちがやっていけるのだろうかといった点を心配されている方も少なくないと思います。そのような皆さんに、実際に裁判員などを経験された率直な感想、御意見といった生の声をお伝えすることが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくすることに役に立つのではないかと考えております。このような趣旨で本日の機会を設けました。

まず最初に、本日3名の法曹関係者の方に出席していただいておりますので、自己紹介をしていただきたいと思います。

検察官

私は、水戸地方検察庁の検事をしております田中と申します。本日は、皆様の貴重な御意見をいろいろ伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会の弁護士倉部と申します。私は県南地域で主に活動しておりますが、裁判員裁判では水戸に来て仕事をさせていただくこともあります。今日は、貴重な御意見をいただきまして、今後の改善に結び付けられたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

裁判官

水戸地方裁判所の裁判官の小笠原と申します。裁判員裁判の一部の事件について裁判長を担当しております。今日は、経験者の方々のお話を伺いまして、自分自身あるいは他の法律家にもその話を伝えたりして、今後の事件の審理などに生かしていきたいと思っています。ですので、忌憚のない御意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

2 裁判員等を経験されての大まかな感想

司会

では、話題事項1に入りたいと思います。裁判員などを御経験されての感想、印象などについてお話をいただければと考えております。事件の特色もありますので、自己紹介をしていただく前に、皆様に御担当いただいた事件について、まず私の方から簡単に紹介をさせていただきます。

なお、プライバシーの関係がございますので、皆様のことにつきましては、お名前ではなく番号でお呼びさせていただきますことを御了承ください。

まず、1番さん、2番さん、3番さんは、同じ事件を御担当いただきました。御担当された事件は、被害者と知人のもめごとを止めに入ったところ、被害者に顔を1回叩かれたことからかっとなってその顔面を右の拳で殴るなどした上、更に転倒した被害者の顔面などを数回蹴って死亡させたという傷害致死の事件でした。

1番

最初はやっぱり非常に不安なことだらけでした。法廷でも、この人が人を殺めてしまったんだなということで、非常に怖いなという感想だったんですけども、そのうち、変な言い方ですけど慣れてしまって、怖かったですけれども、裁判官の方もこういうことをして人を裁いているんだなと思い、非常にいい経験になったなと思います。

2番

私もいい経験だったなと思います。裁判員という制度は知っていたんですけど、まさか自分がやるとは思ってもみませんでした。まさかこういう場に立つとは思ってなくて、最初通知が来たときは自分にできるんだろうかと思ったんですけど、歳も歳なんで、いい経験かなと思って参加しました。

始めてみると、裁判官の説明のもとで十分意見も言えて、その結果が出ていくということで、それほどプレッシャーも感じさせなくしていただいたのがよかったかなと思います。会社でも経験者がいなくて、事前に誰に聞いても分からないという状態だったので不安だったんですけども、いい経験をさせてもらったなと思います。

3番

選ばれた時は宝くじが当たったような気持ちでした。実際やるとなると、専門知識もなく、難しい言葉も全然知らないし、どういう流れなのかとかも全然分からなかったのも、自分がその場に立つというのが不安だったこともあったんですけど、難しい言葉も説明してくれたし、分からなかったということもなく、自分の意見も率直に言えたし、そういう雰囲気もあったので、物怖じせずに自分の意見を言えたかなと思います。

裁判が終わった後も、ニュースで裁判員裁判のニュースをやったりしていると、そんなに遠く感じず、身近に聞けるようになったので、いい経験になったなと思います。

司会

続いて4番さんが御担当された事件は次のようなものでした。現金を奪う目的でガソリンスタンドに侵入し、店員2名に対し転倒させて馬乗りになり、包丁を突き付け手足を縛るなどの暴行、脅迫を加え、現金約59万円を奪い店員2名にけがを負わせたという強盗致傷事件でした。

4番

僕も、いい経験をさせてもらったなと思いました。あとは、裁判とかを見てい

て、いろいろな面でちゃんとしようというふうに思いました。

司会

続きまして5番さん、6番さん、7番さんが御担当された事件は、知的障害を有する被告人が被告人方において、当時3歳の息子に対しお腹を蹴り、その勢いで頭を床などに強打、強く打ち付けさせる暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事件でした。

5番

皆さんが先ほど言われたように、いい経験になったというのはそのとおりでございまして、それに加えて、裁判員をやってからは、テレビでいろいろ報道される事件の判決について、これはちょっと甘いんじゃないかとか、これはちょっと厳しいかなとか、そんなところまで、多少考えるようになりました。

6番

まず私は、新聞やテレビの裁判員裁判について気になるようになりました。特に児童虐待は、被害に遭った幼い子供たちのことを思うと胸が痛みます。それと同時に、どうして虐待をしたのだろう、虐待する側の理由や動機は何だったんだろう、精神的だったり経済的だったり、シングルマザーやシングルファーザーだったり、そういう背景を考えるようになりました。

7番

私も参加できて、非常にいい体験だったと思っています。参加する前は、法律論的な話があって、これは刑法第何条だからこうだよってというような一方的な話なのかなって気がしてたんですけど、実際の話合いの中では全然そんなことはなくて、人情的に、論理的に、あとは裁判官の本当に的確な、私たちに直接届くような話が出てきて、最終的には皆さん納得できるような結論になったと記憶しているんですが、そういう何か人情味のあるような話だったということが私の中で大きく認識が変わったところでした。結果的には非常に参加して良かったですし、同じようなニュースを見ても客観的にニュースを見られるようになりました。自

分なりに経験したので、裁判所とか裁判ということに対してかなり身近に感じるようになったと思います。

司会

続きまして、8番さんに御担当いただいた事件は、窃盗又は強盗の目的で被害者の住むアパートの部屋に侵入し、殺意を持ってハンマーで被害者の頭を多数回殴り、被害者に加療約6か月間を要するけがを負わせ、現金約9万円を奪ったという強盗殺人未遂の事件でした。

8番

自分も貴重な体験ができて、とても参加してよかったなと思いました。ちょっと分かりにくかった点もありましたけども、とてもよかったと思います。

3 法廷での審理に関する感想，意見

司会

それでは、話題事項2に参りたいと思います。法廷での審理に関する感想，御意見を伺いたいと考えております。主に印象に残った点はどういう点か、あるいは審理の中で分かりにくいと感じた点はあったかどうか、その他も含めて何か御記憶にある点についてお伺いしたいと思います。

1番

裁判員の席がちょっと高いところにあっただので、傍聴人の方々の顔がよく見えそうですね。傍聴席では加害者側や被害者側の御親類や御家族の方々が一緒になっているので、何かちょっと不穏な感じというのが印象的だったなというのがあります。それと、1年前の話なんで記憶が少し曖昧になっているんですが、被害を受けた方が代行運転業者の方に連れていかれて、最終的に死んでしまったという内容だったと思うんですけども、弁護士の方も検察官の方も、何で救急車に乗せなかったのとか、何で警察に連絡しなかったんだと責め立てるような口調だったので、ちょっとかわいそうだなというのが結構印象に残っています。

2番

私も、多分被害者の御遺族だと思うんですけども、何とか有利な、何とか言葉を出してもらえないかというような、食い入るような目が結構きつかったのを覚えています。あとは、特に分かりにくかったこともないですし、見たくなかった証拠類も特になかったと思います。

3番

お母さんが第一発見者だったということもあって話を聞いたんですけど、自分の息子が亡くなっているのを見つけたという話を直に聞くのがやっぱり一番辛かったのと、被告人のお父さんの話も聞く時があったんですけど、その時も実の息子が被告人として裁判に立っているのを見るってどういう気持ちなんだろうとか、いろいろ考えさせられるところがあって、それが一番印象に残っています。

4番

印象に残ったのは、判決を決める時に、こんなふうに決まっていくのだと思いました。あとは、みんな言っていたんですけど、弁護士が何かぐだぐだで、何か駄目だよねみたいな話をしてた記憶があります。記憶が曖昧になっていてよく覚えてないんですが、そんな話をしてたような気がします。分かりにくい点は、やっぱり専門用語とか、「示す」とかの言葉は難しいなというのはありました。

司会

「示す」というのは、例えばどのような場面か、もし御記憶があれば教えてくださいいただけますか。

4番

「示す」ってそもそもどういう行為なのかって、あまり普段使わないような言葉なので、向けるとか突き付けるとかそういうのだったら分かるんですけど、「示す」って何だろうって思いました。

5番

審理のときにいろいろ質問してくださいという話だったのですが、実際にその場で質問したりするのは、緊張感もあって、分かりやすい質問になっていた

かどうかというのは、ちょっと反省点としてあったかなと思います。後で、本当はこういうことも聞けばよかったなと思ったのですけれども、もう終わってしまったということで、そんなところは残念かなと思っています。

あとは、テレビではあまり分からなかったのですけれども、実際の裁判では大分IT化が進んでいるな、えらい近代的になっているのだなといったところが一つびっくりしたというか、感想です。

分かりにくいと感じた点ですけれども、具体的なことは忘れましたが、一般的な会話の場合と逆の解釈をしてるみたいな用語っていうか表現が1点だけあったんですけど、それ以外は概ね理解できたかなと感じています。

証拠関係については、悲惨な映像だとか写真だとかを見ることがなくて、これについては幸いだったと思っています。

あとは、被告人の方が質問に対してうまく答えられないことがあったのですが、僕なんかはちょっと短気なので、そういう場合には結構いらいらしてくるたちなのですけれども、裁判官の方は我慢強く対応していたので、短気な人は裁判官にはなれないのかなとちょっと改めて思ったところでした。

司会

先ほど、裁判所もIT化されているなと感じたという感想をおっしゃっていたんですけど、どのあたりにお感じになりましたか。

5番

書いたものとか証拠だとか、すぐディスプレイに全員が分かるようにぱっと出てくるとかですかね。

司会

裁判員裁判に参加されるまでは、もうちょっと裁判所は古いのではないかと思っていたところ、そういうところで驚かれたということでしょうか。

5番

そうですね。リアルタイムでぱっと出てくるのは、当然審理も早くできるだろ

うし、これは非常にいい方法を取っているなと感心いたしました。

6 番

印象に残った点は、証人や被告人に直接自分で質問をするということです。被告人からお話をなかなか引き出せなかったのも、どういうふうに言ったら被告人が言ってくれるかなというのを考えながら質問できたことがすごく自分で印象に残っています。あと、責任能力のところ、完全責任能力か心神耗弱といった言葉が出てきましたが、それも評議室で裁判官の方からよく説明をしていただいて、みんなで考えられたということがありました。

司会

責任能力については、我々裁判官でも判断が非常に難しいところがあるのですけれども、もうちょっとこういうことがあったら分かりやすかったのになとか、お感じになった点があれば教えていただけますか。審理の中で、こういう工夫があったら良かったなと感じることがあればということで結構ですが。

6 番

評議室で説明を受けるときにはホワイトボードで書き出して分かりやすいようにしてくれましたので、分かりづらくなかったです。法廷では何の説明もなかったというか、どの程度のことなのかというのは知識がないので分かりませんでした。

7 番

結果的に執行猶予が付いたのですが、その執行猶予という判決を裁判長が宣告した時に、被告人の方が感情的になって涙を流されたというところが、非常に印象に残っています。

あと、分かりにくいと感じた点は、やっぱり量刑の決め方がちょっと、私どもの裁判の場合は執行猶予にするか、しないかっていうところが一番大きかったのですが、そこの判断基準が、全国の他の事例を見て参考にはなったんですけど、結局やっぱり最終的には自分の経験とかそういうところを基準に決めてしまった

ので、あれが本当にちゃんと決められたのかなというのが今でも思っていて、ちょっともやもやした感じはありました。

8番

印象に残ったことは、被害者の証言で、言葉がうまく聞き取れなかった点があったので、その点がちょっと分かりづらかったです。

司会

それでは、この点について、今日御出席されている検察官、弁護士あるいは裁判官の方から何か経験者の皆様に質問などがあれば、お聞きいただきたいと思います。

検察官

被害者の証人尋問で分かりにくかったということでしたので、8番の方に更にお聞きしたいのですが、声とかそれ以外に分かりにくいところはなかったのでしょうか。

8番

起きてから叩かれたのか、寝てる時に叩かれたのか、その辺の証言がうまく伝わらなくて分かりにくかったという点はありました。

弁護士

4番の方のお話で、弁護士がぐだぐだで駄目だよねという話を裁判員の方々でお話されていたということだったのですが、具体的には、どんなところがどうぐだぐだだったかというので、覚えていらっしゃることがあればお聞きしたいのですが。

4番

ちょっと覚えてないんですけど、何かそんな話をしました。

弁護士

それは、話してる内容がぐだぐだなのか、それとも態度とかそういうことも含めてこれはという感じなのか。

4 番

弁護士が2人いたんですよね。そのうちの1人の人が、ちょっとよく覚えてないですけど、そんな話をしましたね。

弁護士

基本的にあんまりいい印象がない。

4 番

ないですね。

弁護士

いざという時に頼もうとは思えないような。

4 番

そうですね。

弁護士

ありがとうございました。あと、1番の方にお聞きしたのですが、傍聴人の顔がよく見えたというお話をされていて、被害者側の御家族と被告人側の御家族が同じ傍聴席にいたのがというのをお話されていたと思うんですけど、結構近いところに座ってらっしゃったのか、それとも被害者側の、例えば弁護士が付いていてちょっと傍聴席の中で一応離れていたけども、同じ面のところにいたのでそういう印象だったのかというところは、何かございますでしょうか。

1 番

傍聴席は広いといっても、たかが知れてるじゃないですか。真ん中が多少空いて、左右で分かれていても、私は高いところに座っているので、ぎゅっと締まって見えました。検察官と弁護士ははっきり離れているのに、同じフロアの中で仕切りもなく一緒にいるという空間が何か気持ち悪いなっていうのと、あと、特に誰がどこに座るとかって決まってるんですか。被害者は弁護士側に座るとか。

弁護士

決まっはいないですね。

1 番

ちょっと暴力団っぽい人たちがいて、座る席が決まっていなかったので、実際どうなのかは分からないのですけれども、そういうのがちょっと目立ったので、余計にそういう変な雰囲気を感じたことが印象に残っています。

弁護士

ありがとうございました。あと、事件の番号3番の事件では、被告人自身に知的障害があるということが前提だったと思うんですけども、実際に知的障害があるような受け答えをしていたのか、それとも普通に受け答えをしていて言われなとなかなか気付かないなというような感じの答えだったのかについて、何か覚えていらっしゃるがあればお聞きしたいんですが。

4 番

私は、知的障害があるような受け答えをしていたと思います。こちらから聞かないと余計なことは一切言わないし、ちゃんと質問してる内容を理解してるかどうかもちっと分からない感じでしたね。

4 評議に関する感想, 意見

司会

ここからは評議に関する感想、御意見などを伺いたと思います。主な内容としては、評議の時間配分や雰囲気はいかがでしたでしょうか。それから、判断が難しいと感じた点はあったかについて、感想などをお伺いしたいと思います。

8 番

感想は、裁判官がみんなとても分かりやすかったですね。とても雰囲気も良かったので、全然問題なかったです。

7 番

評議に関する感想で、時間配分とか雰囲気はすごく良かったです。特に雰囲気については、裁判官の方がかなり気を遣っていただいて、休み時間の時に努めて明るい話題を言っていただいたりして盛り上がったこともありますし、あと、裁

判員の方でも明るい方がいたり，話題が豊富で，結構楽しくやらせていただきました。

判断が難しいと感じた点については，やっぱり被告人に知的障害があって，その方がストレスを認識してるかどうか話題になりまして，ストレスということ自体が抽象的なものなのに，それを知的障害者の方がそれ以上認識してるかどうかというところが非常に何かもやもやしていて，分かりにくくて，判断するのに非常に困ったことがありました。

あと，知的障害者の方がどのような心理状態なのかが正直分からなかったもので，それをどう判断すればいいのか，非常に難しいと感じました。

6番

私も，ほぼ7番さんと同じ意見で，話しやすい雰囲気で，休憩もいいタイミングで取っていただけたのでよかったと思っています。

5番

お二方と基本的に同じです。あとは，特に裁判官の方が非常に人間味あふれた人で，なおかつ，ゴルフじゃありませんけどメンバーにも恵まれまして，大変いい時間を過ごせたというふうに考えています。

4番

みんな一生懸命考えながらやっていて，いい雰囲気でした。判断が難しい部分としては，やっぱり情が入ってしまうことがありまして，いい方，悪い方，いろいろ考えてしまうというか，その辺がやっぱり難しかったですね。

3番

雰囲気は良かったです。裁判官の方も，おいしいご飯屋さんありますかなどのお話も聞いてくれて。裁判員の方々もみんな和気あいあいみたいな感じで，殺伐とした雰囲気も特になかったので楽しかったです。

判断が難しいと思ったのは，被告人や目撃者の人から一度しか話が聞けなかったもので，そのときのメモだけを頼りにして最終的な判断をしなければならなかつ

たことです。証人や被告人の話をもう一度聞きたいなと思ったことが一杯ありました。

司会

その裁判の中で記憶がちょっとはっきりしないところについては、例えば何かみんなで法廷の様子や、証言の様子を撮ったものを見たりしたのですか。

3番

ホワイトボードにいろいろ書いてあったのを見たり、裁判官の方がいつも評議が始まる前に、こういう内容でしたよねとか、こういうこと言ってましたよねとか、そういうことも言ってくれたので、それで思い出すことが多々あったんですけど、でもやっぱり自分の中で後から気付いたこととかもあって、ちょっと難しいと思ったこともありました。

2番

時間配分で、最初にスケジュールを聞いた時は、間に空白の日があったりして、何で続けてやらないのかなと思ったのですけれども、後になってみれば冷静に考える時間もあって良かったのかなとも思います。

それから、判断が難しい点では、私が担当した事件の被告人は自白、自首をしていますが、事実関係は争点ではなくて量刑を判断する裁判だったのですけれども、いろいろ証言を聞いていると疑問な点が幾つか出てきまして。例えば、被告人は、頭への暴行については本当に克明に供述するんですけども、被害者の死因は腹部なんです。ところが、腹部についての被告人の供述は曖昧でした。それから、自白、自首をしたのが日曜日の午前中なんですけれども、被害者は初めて会って名前も知らない人なはずなのに、知人から新聞に死亡届が出てたというのを知らされて出頭したんです。お前がやった、暴行した人が死んだと言われて出頭したと。その間、親に相談して恋人にも相談して、日曜の朝にそんな数時間でできたのか、その辺の事実関係があんまりクリアではなくて判断が難しかったと思います。それと先ほどの法廷の話に戻るんですけども、法廷でどれだけ裁判員から質問する

のか、検察官あるいは弁護人がすべき仕事で、裁判官がやるべきというか、法廷で質問すべきことなのかどうか、それでその質問したい相手もそこにはいないとかです。ですから、判断をすべき材料が不十分だったように感じました。

司会

今のお話は、事件の中ではその暴行の内容とか、自首をしたいきさつなどについて実際に評議の中で悩ましい面があったということですかね。

2番

そうですね。

司会

今、その評議の中でお感じになった疑問というのは、法廷での審理の中でもお感じになっていたところだったですか。

2番

そうですね。評議の中で申し上げました。ただ、材料不足で、裁判官としては出てきた材料で判断するしかないということで、そこで終わったんですけど。

1番

時間配分に関しましては、タイムテーブルが最初から出ていたので、そのとおりにやっていただいたので良かったと思います。雰囲気も、メンバーに恵まれたので、何でしょう、穏やかじゃないですけども、そういった気持ちが楽な感じでした。

判断が難しいと感じたのは、やっぱり自分の1票がその量刑につながるという点が、やっぱり自分の心にすごい重くのしかかってきたという点でした。実際自分が量刑を何年というふうに決めた時に、この人はこのぐらい刑務所に入るんだなというのは、考えるとやっぱり、ちょっと難しいなと感じました。

司会

では、評議の点について検察官、弁護人、裁判官の方から質問等あればどうぞ。

検察官

2番さんへの今の質問なんですけれど、先ほど何で自首をしたのかよく分からないという御趣旨だったんですか。

2番

なぜ自首したのか、被告人は話しました。知人から説得されて、お前がやった方が亡くなったと言われて自首してきたと。ですからその説明はいいんですけども、なぜその彼の知人が日曜の朝に、多分その段階では傷害ではなかった、変死の状態だったはずなんですよ。お母さんが見つけて車の中で死んでいたというような。それだけで、どこで飲んでいたかなど、その日の新聞には事件とのつながりを匂わすところがなかったはずなのに、被告人がそこまで言ったのは、裏に何かあったんじゃないかと。もうちょっと言えば、被告人はこの裁判までの間に御遺族に手紙を書いていたそうです。それが紹介されたのですけれども、その中に、何か心の変化あるいは何か新しい事実というような、ちょっとうろ覚えなんですけどもあって、だから彼は、自分が被害者の頭を蹴ったのが死因だと思って自首したのに、後で死因は腹だということが分かったんじゃないですか、それを私が質問したかな。あまり変に質問したら誘導質問になるかなという思いがあって、具体的に覚えてないですけど。とにかく、事実関係をつかみきれなかったなという気がします。

検察官

更に質問なんですけど、本件の事件は被告人が自首をしていたということであれば、量刑上本人が自らの意思でどんないきさつで自首したかということは重要になると思うんですけど、被告人に自首を促すことになったきっかけがどうだったかということについては、多分そんなに重視されないと考えて、恐らく、出さなかったと思うんですけど、やっぱりちょっともやっとしたところがあると気になってしまうかなっていう感想を抱かれたというところですかね。

2番

そうです。もしプロの世界で、法律的に自首してきたことに対して、身代わり

であろうが、ちょっと偏った意見になりますけども、そこは突っ込むべきでないと言われるならちょっと違和感があります。何かその匂わすようなのがあれば裏をとつか、もう少し突っ込むべきだったのかなという気がします。

検察官

多分、捜査段階で分かっていたと思うんですけど、恐らく、何でその促された、そのいきさつのところは、長くなるしあまり重要じゃないからということで判断したと思うんですけど。そういうのも踏まえて、あまり疑問は残さないような立証をしなければいけないなと思いました。

裁判官

3番さんのお話の中で、事件の証拠調べのやり取りを思い出すのが大変だったと。ホワイトボードの板書ですかね、これは裁判官が書いたものだと思いますけれど、あとは、裁判官の説明を聞いて把握したというような話をされてましたけれど、その法廷での証拠調べを経た段階では、ちょっとその辺の事件のそういった詳しい証拠、証拠の内容が頭に残らなかったとか分からなかったというのは、どんな点に問題があったと思われますか。その証拠調べのやり方に何か問題があったということは何かございますでしょうか。

3番

問題と言いますか、何人か証人などがいて、みんなそれぞれが同じことを言っているわけではなくて、この状況を見て、僕がこう見たとか私はこう見たとか、それぞれ意見が違うのをメモして、裁判官の質問をメモなどしていると、何かどんどんこんがらがってしまうことがありました。やっぱり連日裁判をするわけではなく、数日空いたりしてまた裁判所に行って考えると、忘れるわけではないですけど、最初に感じた気持ちと改めて考える気持ちが多少変わってくると思うんですよね。だからやっぱり、ちゃんともう一度話を聞きたいなと思ったことがありました。

弁護士

裁判員裁判の際には、いろんなメモを弁護人も検察官もお渡ししてるかと思うのですが、そのメモというのは評議の中で使えたのか、使えていないのか、何かメモの書き方とかそういう点で気付いた点がございましたら御意見をいただければと思います。

2番

メモは、非常に有効でした。直接、なかなか全部ヒアリング、聴取してない事実関係があったのは非常に参考になりました。

6番

メモの方は、検察側は図があって分かりやすかったですね。弁護側が文章がわつとこうあったので、検察側のメモの方が見やすいなと私は感じました。

5番

メモは本当に分かりやすく参考にはなったのですが、とりあえず我々の扱った事件では、被告人の生い立ちの過程みたいなもの、どういう境遇でどういう環境で育ってきたかという、もう少し詳しいメモがあったりすると、どうしてこういうことになったのかというのを理解する上で、参考になったのではないかなと思いました。実を言うと、質問しようかなと思ったのですが、あまり個人の変な質問だと嫌だなと感じたのでちょっと遠慮してしまったんですけど、最初から弁護人の方からそういう、被告人の幼い頃からどういう環境でどういう仕事をしてどんなことをやってここまで来たかっていうのもあると、非常に参考になったかなと思います。

5 裁判員裁判の負担について

司会

続きまして話題事項4に参りたいと思います。御意見を伺いたいのは、この裁判員裁判に御出席いただくに当たり、職場や御家族の方と日程調整に苦労したところがありましたでしょうか、あるいは、参加しやすくするためにこういう点を改善した方がよいと思われるところはありますでしょうかといったあたりについて

ての御意見をお伺いできればと思います。

1 番

特に私の場合は、日程の調整とかに苦勞したことはないんですけども、やっぱり職場というか、裁判員制度を経験した方が多分まだ少ないと思うんで、私が会社に、裁判員に選ばれたので休みをもらいますと言っても、会社としてはどうしたらいいのとか、僕に質問することが非常に多かったんで、その辺を解消するために会社に裁判員に選ばれたらこういうことになりますみたいな案内などを送っていただけると会社も対応しやすくなるんじゃないかなと思いました。

あと、僕個人としては、裁判所から手紙が来ると家族が非常にびっくりするので、せめて裁判員制度っていうのをもうちょっと大きく記入して封筒を送っていただけると、ちょっと心が休まります。

2 番

職場という面では同じですね。あと、家族からは余計なことを言わないでとか、帰りに誰かに後をつけられていないかとか、精神的に負担をかけたように思います。その辺も含めて、まだ事例が少ないからでしょうけど、みんなに裁判員制度とはこういうものだとか広めていくのは、このまま今までどおりされていったらいいかなと思います。

3 番

職場に関しては、あんまり苦勞はしなかったんですけど、やっぱり私の母親が結構心配をされていて、裁判記録の中に目を背けたくなるような写真があるんじゃないのとか、ニュースで見てたんですけど、裁判員に選ばれた方が、帰り道で危ないお兄さんたちに囲まれて無罪にしるよみたいに言われたりしたのを見て、母がそういうこともあるから怖いみたいなことを言ったりして家族がそういう心配とか不安があったので、そういうことはありませんと書かれた書面のようなものがあつたら親も安心したのかなとちょっと思います。

4 番

僕も、1番さんと同じ意見なんですけど。あとは、会社に提出する何かがあればいいのかなとか、お給料をもうちょっと上げれば参加しやすくなるんじゃないかなと思います。

5番

私は、たまたま運よく職場にも、それから家庭にも特に調整のような苦勞はしませんでした。

大きい会社は既に先取りして、裁判員に選ばれた場合の準備をしていると思います。大変なのはやっぱり中小企業や個人経営で、1日休むと会社のロスになってしまうと思います。そういうところを考えると、例えば規模に応じて会社に対して負担をかけないような何か補助金を出すなどの制度があれば出やすくなるのではないのかなって思います。

6番

私の職場では、すぐに本社に問い合わせをしてもらって行きやすい環境を作ってもらったので、何の苦勞もなく休むことができ、皆さんに協力していただいて裁判に臨めました。家の方も、もう子供は大きかったんで、心配なくこちらの裁判所に来ることができました。

あと、ちょっと質問なんですけれども、小さいお子さんがいる人も裁判員になることもあると思うんですが、託児所とかそういうサポート体制は取られているのでしょうか。

立会者（裁判員調整官）

裁判所独自の託児所があるかというのと、それはございません。市役所などが託児所を運営していますので、そういったところにこちらから「裁判員の方が願いますのでよろしくお願いします。」というお話をしています。優先枠というのがあるわけではなく、また、水戸のこの裁判所の近辺ですと、それほど数があるわけではないので、必ずしもその時にお預けできるかと言われると、そこまでお約束できる話ではないというのが現状ではありますが、市役所の

方には折を見てお願いには行っております。

6番

分かりました。

7番

特に職場で休みを取りにくいことはなくて、非常に期待していただきましたけれど、あえて言えば、この今日の意見交換会はちょっと理解していただけなくて、出張扱いで今日ここに来ました。できれば、こちらの意見交換会もPRをしていただければよかったですと思います。

あとは、裁判員について結構誤解してる人が多くて、選挙に1回も行かないと裁判員に選ばれないと言ってる人が周りにいましたので、もっとPRした方がいいのではと思いました。

8番

職場の方は、こういうのに参加しないと結構うるさい会社なもので、別に日程の方は全然苦勞しなかったですね。参加しやすくするためには、やっぱり経験者の人たちが言いふらすしかないんじゃないですかね。こういういい経験ができるということ。

6 これから裁判員等になれる方へのメッセージ

司会

皆さんのお話を聞いて、やはり国民の皆さんに裁判員制度というものをきちんと理解していただくための努力というのも、裁判所で引き続き行っていかなければいけないということを感じた次第です。

それでは、最後になりますが話題事項5です。これから裁判員になれる方へのメッセージということで、これも皆様にお話をお願いしたいと思います。

8番

さっきも言ったように、もし聞かれたらこういういい経験ができるということを知りたいですね。

7番

私が担当した事件はそれほど大きいものではありませんでしたが、そういう機会があるのであれば参加をした方がいいのではないのかなと私は思っています。もしそういう機会があれば是非参加して、自分の中で理解できること、行動できることがありますので、参加してもらった方がよろしいのではないのかなと思います。

6番

私は、裁判員裁判を例えるなら山登りかなと思いました。裁判長が隊長、裁判員が隊員で、裁判官がフォローして頂上を目指して挑戦していくというイメージがあります。最初は不安で一杯ですが、いろんなことを一つ一つ皆で乗り越えて、頂上に着いた時に達成感が得られると私は思いました。

5番

裁判官あるいは裁判長，それから弁護士，検察官，非常に堅くてどんな人なんだろうと普段は思っていましたけれども，結局はみんな普通の人だなと。専門的にちょっと違うというだけの話で，基本的に言うとみんな同じ人だなということを改めて意識できたのが良かったなど。

それと，我々の場合は審理が7日でしたけれども，その期間かなり真剣に，疲れるぐらい真面目に議論したり，物事を考えたりしたことが非常にいい機会になったなと思っております。いろいろ，若い人も年取った方も裁判員になるのでしょうけれども，これは必ず，人生において非常にいい経験になったというふうに改めて思います。

4番

ちょっと思い付かないんですけど。いい経験になるので，やれるならやった方がいいのかなと僕は思います。

3番

私自身もそうだったんですけど，やっぱり裁判官とか検察官とか弁護士とか普

段は絶対に関わらない職業なので、何かすごい堅いイメージもあったんですけど、裁判官の人たちともいろいろとフランクに話をできたので、何かもっとう気軽に行けたらいいなと思います。

2 番

私もいい経験したと思うんで、もし選ばれたら積極的にやればいいとアドバイスをしようと思います。いろいろ裁判員というのをちゃんと広めて、その上で御自分で御判断してくださいという感じですかね。

1 番

裁判って非常に自分の身近にあるものじゃないので、自分でやっぱり経験しないと裁判ってこういうものだと言えないところもあるし、誤解というのがやっぱり結構あると思うので、やはりやれるのだったら経験した方がいいのではないのかなと思います。

7 最後に

司会

最後に御出席の検察官、弁護士、それから裁判官から一言コメントいただきたいと思います。

検察官

皆さんいろいろ御意見をいただきありがとうございました。検察官は、やっぱり刑事裁判で立証する責任がありますし、できるだけ裁判員裁判なので負担がないようにしなければいけないと言いつつ、できるだけ真実を反映して的確な情報をお伝えするというところで、いつもいろいろ悩むところはありますが、皆さんの今日の意見も聞きまして、また今後の訴訟に役立てたいと思います。

弁護士

本日は、いろいろと御意見いただきましてありがとうございました。弁護人が被告人の足を引っ張ることのないような審理を目指したいと思います。私自身、裁判員事件の弁護をすることもございますので、そのときにはいろいろ気を付け

ながら、また、同僚や先輩、後輩たちにもこの話を伝えていきたいと思っております。

裁判官

今日承った意見を踏まえて、また今後の事件の審理のやり方とか評議の中でどうするかとか、そういったことを考えていきたいと思えます。

司会

それでは皆様、長時間どうもありがとうございました。また、本日はお忙しい中、いろいろ段取りを付けていただいてこの意見交換会に参加していただいたと思えます。その点については、改めて御礼を申し上げます。

それでは、以上で意見交換会を終了したいと思います。